

(昭和33年3月18日第三種郵便物認可)

新潟県

公民館月報

昭和41年4月号(通刊第158号)

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室内】

【電話・(新潟)(23)5511 内線626】

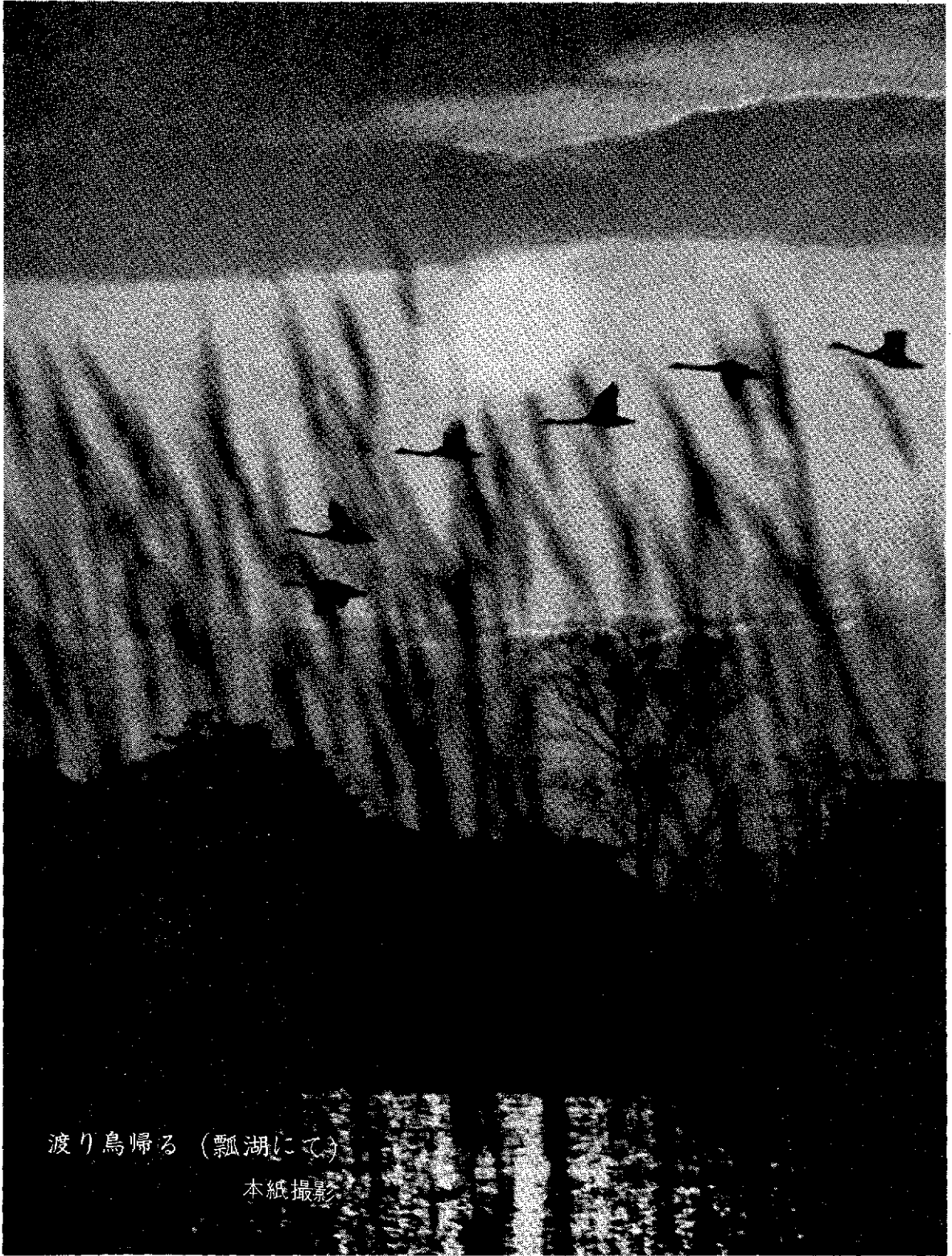
【振替 新潟 4094】

発行人 会長 吉津 勝栄

編集人 事務局長 本田 清

昭和41年4月15日発行(毎月1回15日発行)

【定価1部18円千夫・年額216円】



渡り鳥帰る (瓢湖にて)

本紙撮影

県社会教育施策の方針をさる

中学校区ごとに本館

41年度の努力点を示す

昭和四十一年度の県社会教育施策の方針と事業計画が策定され、その実践上の努力点が示された。これによると、まず①社会教育体制の強化②青少年教育の拡充③家庭教育の振興④社会教育対象の拡大⑤地域開発に対応した社会教育活動の推進⑥社会教育施設の整備⑦関係機関等との連携の強化など六項目をあげ、この重点目標の推進について、それぞれ事業が組まれている。公民館についても、別稿のように、中学校区ごとに本館の設置を原則とする配置をはかることなど、例年より具体的な目標が示されているので、わかりやすく示されている。

公民館の整備拡充方針

- (1) 住民の利用度を高めるよう公民館配置の適正化に努める。
- (2) 市町村の中学校区ごとに本館の設置を原則とする配置をはかる。
- (3) 公民館の統廃合を行なう場合は、前項の原則に沿うよう留意する。
- (4) 本来の機能を発揮することができるよう施設整備の整備充実に努める。

用具、実験実習用具、楽器、視聴覚用具等の整備充実に努める。中央館には一台以上の移動公民館を備えるよう努める。

(3) 公民館職員に研修の機会を与え、その資質の向上をはかる。常勤専任の職員を増員して、公民館活動の強化をはかる。

(4) 公民館運営の強化に努める。公民館運営審議会を活用をはかるとともに、住民の協力態勢を確立するよう努める。

(5) 公民館事業の刷新をはかる。公民館事業を再検討して、その活性化をさげるとともに、

積極的な近代化に努める。公民館の機能を強化するため、他の社会教育施設、専門機関、教育機関、行政関係等との密接な連携と、その活用をはかる。

住民の個人的利用に応ずる分野を拡充するとともに、グループ活動や展示を強化するよう努める。

新生活運動、公民選挙運動等の国民運動に積極的な協力をするよう努める。

県社教課の人事異動

新課長に土肥氏

施設指導は島川社教主事が兼務

四月一日付で県の社教関係者の異動があった。昨年度より小規模ではあったが、長嶋多助前社教課長(新潟市沼野高等学校)に転じ、新課長に土肥博氏(前六日町高校)が就任した。また前施設指導課長(前県社会教育課長)長嶋多助(前県社会教育課長)が、新潟市立沼野高等学校に転じ、施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。また前施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。

四月一日付で県の社教関係者の異動があった。昨年度より小規模ではあったが、長嶋多助前社教課長(新潟市沼野高等学校)に転じ、新課長に土肥博氏(前六日町高校)が就任した。また前施設指導課長(前県社会教育課長)長嶋多助(前県社会教育課長)が、新潟市立沼野高等学校に転じ、施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。また前施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。	四月一日付で県の社教関係者の異動があった。昨年度より小規模ではあったが、長嶋多助前社教課長(新潟市沼野高等学校)に転じ、新課長に土肥博氏(前六日町高校)が就任した。また前施設指導課長(前県社会教育課長)長嶋多助(前県社会教育課長)が、新潟市立沼野高等学校に転じ、施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。また前施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)が、引続き施設指導(島川)社教主事(前中越教育事務所)に転じた。
--	--

<p>一 趣 旨</p> <p>この運動は関係機関・団体による社会一般の協力により、次世代、新潟労働運動、新潟青少年の健全な育成を目的とし、必要施設を全国的に推進し、青少年の健全な育成をはかることとするものである。</p> <p>二 目 標</p> <p>(1) 明るい家庭づくりの推進</p> <p>(2) 社会環境の浄化と健全化</p> <p>(3) 青少年の健全な自主的な活動の促進</p> <p>(4) 勤労青少年対策の充実</p> <p>(5) 青少年の非行防止</p> <p>三 主 唱</p> <p>新潟県青少年総合対策本部</p> <p>新潟県青少年問題協議会</p> <p>市町村、市町村教育委員会、市町村青少年問題協議会、新潟県市長会、新潟県町村会、新潟県市町村教育委員会連絡協議会、新潟県社会福祉協議会、新潟県民生(児童)委員会、新潟県保護司連合会、新潟県小学校長会、新潟県中学校長会、新潟県高等学校長会、新潟県公民館連合会、新潟県図書協議会、新潟県社会教育委員会連絡協議会、新潟県婦人連盟、新潟県連合青年団、新潟県PTA連絡協議会 (略)</p>	<p>新課長に土肥氏</p> <p>施設指導は島川社教主事が兼務</p> <p>栄転した県社会教育関係者</p> <p>(敬称略、順不同)</p> <p>小野塚忠義(前県教育次長)</p> <p>長嶋多助(前県社会教育課長)</p> <p>高柳頭之(前県学事課長) 県教育事務所社教主事</p> <p>富水 浩(前県原小教頭) 中越教育事務所社教主事</p> <p>中島忠作(前県小教頭) 中越教育事務所社教主事</p> <p>堀 秀円(前県上中教頭) 下越教育事務所社教主事</p> <p>皆川清次(前県総務課長) 県社会教育課兼青年の家主任</p> <p>夏目正一(前中越教育事務所社教主事) 長岡市立小学校長</p>
---	---

昭和41年度新潟県青少年健全育成運動実施要綱

(1) 行政機関においては、関係機関・団体と協議のうえ適切な計画を立て、効果的な施策を実施することにも、関係機関団体それぞれが機能を発揮し、またその組織を通じて積極的な活動を展開することと努めること。

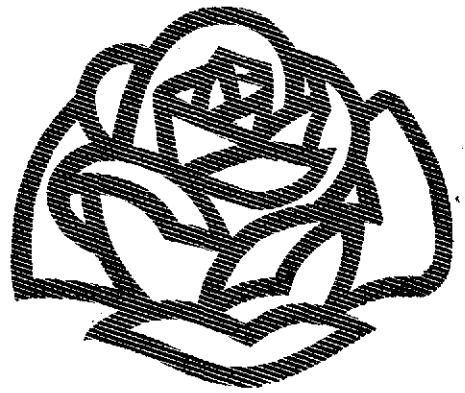
(2) 運動の実施にあたっては、それぞれの地域の事情に即し地域ぐるみの運動として推進することと努めること。

七計画の樹立と実施

この運動は、昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの二年間とし、とくに五月、八月、十一月を重点月として他の計画行事等とも関連をもたせ、重点的に実施する。

六 実施期間

この運動は、昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの二年間とし、とくに五月、八月、十一月を重点月として他の計画行事等とも関連をもたせ、重点的に実施する。



団体と政治活動

近く知事選挙がある。選挙にむかひ、感ずるところは、
 ほぼ団体と政治活動のこと、または団体役員と政治活動の
 ことなど問題にされ、そのあたりについての解答を求め
 たいような場合がしばしばである。ここに公開選挙連盟刊
 行の「話しあひのテキスト」より、文部省社会教育情報原
 英夫氏の執筆による「団体と政治活動」を紹介し、御参考
 に供する。

団体といつても、ここでは、政たることを目的として組織された
 治のための団体以外のものについて、よって結成されている団体であ
 ることを指す。政治のため。これらの団体の活動の主要な
 の団体としては、国、地方公共団体の政治活動そのものである。
 体、政党等がある。国や地方公 それを問題にすることは政治の
 共同性は、国民(国民、住民)のものや問題にすることであるが、
 委託に基き、公権力によって、市(ここではその意図はない。問題に
 民の安寧を保持し、福祉を推進し したいのは、いわゆる民間団体、
 団体としての繁栄や威信をもたらす 非政治団体の政治活動のほうであ
 する。この二つは組織されている市
 民の団体である。政党は、そのよ
 うな団体の領導者や方策の供給源
 と考えられるところへ近づくと、問題の核心と

とどこでし、問題の核心と

※もう少し権限を明らかにしておきたい。それは、相対主義的な政治
 観をもつてのことである。この問題
 この問題を考える場合に必要とな
 ことと想うのである。これによ
 れば、政治に固有なものとしての
 権力的な人間関係や権力構造は、
 決して国や地方公共団体だけの
 ではなく、おまそ人間が構成し
 ているあらゆる集団・団体に、多
 かれ少なかれ共通にあるものであ
 る。経済団体、労働団体、宗教団
 体などは、けつまでもなく、文化団
 体、教育団体、社交団体、さら
 は隣保組織や友人会や家族の
 なかにも、そのような人間関係や
 構造があるのである。つまり、そ
 れらの集団・団体のなかで権力を

もつリーダー(領導者)がいしり
 たい。それら、それらの集団・団
 体の構成員の安寧を保ち、福祉を
 増進し、集団・団体としての繁栄
 や威信をもたらすために権力的な
 活動をしているのである。この点
 に着目すると、たとへば、政治の
 原理としての民主主義が、これら
 すべてに適用され得ること、そ
 れは、国や地方公共団体だけでなく
 これらすべての集団・団体の民主
 化によって要らざるものである
 ことと、容易に理解される。
 また、このように考え、逆
 の市民の立場を他の集団構成員、た
 とへば会社員、組合員、信徒、青
 年団員、婦人協会といった立場か
 ら区別し、公権力を権力一般から
 区別したことに、国や
 地方公共団体を他の集団・団体に
 ら区別し、政治の意思をほ
 きりさせることもできるのであ
 る。公権力があらゆる他の権力に
 優先し市民の立場があらゆる他の
 集団構成員の立場が優先するこ
 とに、近代市民社会が成立するわ
 けであるが、以上のように考
 くと、政府と行政のリーダー
 ーや職員たちは、会社、組合、教
 員などの役員に似た市民集団の
 役員だということになる。一方
 的な階級史観とが宗教至上主義に
 わざわいされて、この点を見
 まつてはならないと思ふ。ヨー
 ヨロの体制に感ずるところは、市民
 場合によつては領導者を交替させ

が政府を批判したり、ときには政
 撃することであっても、それは市
 民集団としての「主権をもつて
 の役員に對してのことである
 ことである。水取相争い(敵)に對する
 れだけ市民社会として成熟してい
 るといえるのであつた。

さ、これにちかわれわれの社会
 で「団体の政治活動」といふや
 うな対外活動の行なはるやう
 味をもつていふのである。つまり、
 一方や漠然とではあるが、国でも地方
 公共団体でも政党でもない「民間
 の」団体が、国または地方公共
 団体の立場でこのやうな地方公共
 団体の規制を加えられはるること
 があるのは、当然のことである。

／前に述べたやうな、もつと広い
 意味での政治を考える立場では、
 団体の対外活動だけでなく連帯上
 の対内的行動も政治の意味をもつ
 し、対外活動も、国または地方公
 共団体の方策に影響を及ぼそうと
 するものだけでなく、団体自体の
 感情や繁栄のための外部の支援を
 得ようとする努力であれば、その
 多くが政治の意味をもつことにな
 る。「あの人はなかなかの政治家
 だ」といふとき、団体の純率
 ・運営や渉外・宣伝などに手腕を
 もつて人を指してのことが多いが、
 おもしろいことと思ふ。文化、
 教育団体の社会活動と云んでい
 るのも、それがその団体の感情や繁
 栄のための行なわれるという意に
 もつていふならば、やはり政治の意味を
 もつたことといえる。それはとも
 か、このやうな考え方をふま
 て、われわれの社会での諸団体の
 「政治活動」について見ると、い
 ろいろな問題があることがはつき
 りしてゐる。そこで、そのやうな
 問題のいくつかをあげることによ
 つて、団体の「政治活動」の適切
 な仕方について考える手がかりを
 つかんでみたいと思ふ。

○

第一は「政治活動」が、しば
 しば、しっかりと団体運営と見
 あつていないことである。団体結
 成の目的が構成員の各人によく理
 解され共同されているのか、目
 的達成の努力がおろそかになつて
 いるとか、構成員間の人間関係の
 調整がうまくいっていないとか、
 団体運営の美をあげないままに
 「政策」を論じその改変を要求し
 るときは制度変更まで企図するこ
 とといったやうなことも見られる。そ
 の結果、しばしば、リーダーた
 ちが「政治屋」とか「扇動家」に
 なる反面、構成員の福祉がそこな
 われ、内部的な対立が深まつて
 きには分裂を招き、構成員の士氣
 は衰へ、ついに団体そのものが
 機能を停止したり解体したりする
 ことにもなる。強引なりリーダー
 たちが、構成員に宣伝や注入やさら
 には暴力規制をもつて弾圧を加え
 ることによつて統制しようとして
 も、こんちわわれわれの社会風土
 が政府を批判したり、ときには政
 撃することであっても、それは市
 民集団としての「主権をもつて
 の役員に對してのことである
 ことである。水取相争い(敵)に對する
 れだけ市民社会として成熟してい
 るといえるのであつた。

さ、これにちかわれわれの社会
 で「団体の政治活動」といふや
 うな対外活動の行なはるやう
 味をもつていふのである。つまり、
 一方や漠然とではあるが、国でも地方
 公共団体でも政党でもない「民間
 の」団体が、国または地方公共
 団体の立場でこのやうな地方公共
 団体の規制を加えられはるること
 があるのは、当然のことである。

第二は、これと関連するこ
 ともあるが、「政治活動」に、しば
 しば、国や地方公共団体の方策への
 依存度が強すぎると見られる
 ことである。依存しない反対が
 という場合でも、その方策が
 わりさえずれば向かもよくなる
 という安易な考えをもつては、
 そのこと自体がひたひたの依存の固
 係を示すことである。それは別と
 して、国や地方公共団体の保護や
 助成を頼りにする場合は、頼りに
 すぎるといふことが問題である。
 第三は、△下の政治活動
 が少なくないことである。流行の
 パスに乗りおくれまいといふム
 ード、何でもいひから自己顕揚した
 いといふムード、体あたりを称賛
 するムード、その他いろいろなム
 ードが政治活動へ駆りたてる。

新着録音教材紹介

少年団体活動指導の手引

題名とテープ (5インチ) および送付実費を添え県庁本館内教育放送室へお申し越しください。

題名	内 容
少年団体の活動の意義	少年団体の活動が、教育上の意義をもち、青少年の健全な成長に役立つこと、また、社会生活の準備として、リーダーの育成に資すること、などを説明する。
少年団体の活動の指導者としての役割	指導者の役割は、青少年の自主性を尊重し、指導するのではなく、サポートすること、また、青少年の成長を促すこと、などを説明する。
少年団体の活動の指導方法	指導方法は、青少年の興味・関心を引くこと、また、グループワークやロールプレイなどを用いること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。
少年団体の活動の指導上の留意点	指導上の留意点は、青少年の安全を確保すること、また、指導者の役割を明確にすること、などを説明する。

団体の目的からの必然性が必ずしもないので、構成員は十分納得するわけにはいかないけれども、ムードがムードを生む必然性から、けっして「政治活動」が年中行事化して、「団体の統一」も運営も遊ばし、ムードをたもたす方向で固定化することにもならない。半政党でもというべき状態になつて、団体自体の目的達成がお留めになりつつあることも見られる。

第四は、政治意識を高めるうえで「事上練習」への過信があることと、事上練習を主として獲得されるのは技能であつて見識ではない、見識が高まるのはやはり自由な教養活動のなかである。

第五は、政治意識を高めるうえで「事上練習」への過信があることと、事上練習を主として獲得されるのは技能であつて見識ではない、見識が高まるのはやはり自由な教養活動のなかである。

十分な結束と協力があつて、目的にかなない構成員に支持される組織構造があり、財政的にも精神的にも団体の自律性、自立性が十分確立され、構成員が喜んでその活動に参加するような団体の威信が社会から高く評価される団体であつてはじめて、その団体が社会にやむを得ず「政治的」発言を重みをもつことになるであらう。

二、こんな団体の団体は、まずその団体内部の民主化が大切である。団体の自主性だけでなく、構成員個人の自立性が尊重されるべきである。いろいろな方法で団体の方法形成に構成員の意見を多く取り入れるのが、自主性をそなへられることである。参加し得るような団体であつてはじめて社会の民主化を素人的に推進し得るのである。

三、国や地方公共団体の政治をよくするには、団体が「政治的主張」をすることにもまじり、個人がとりつばな選挙のできる市民として成熟することが大切である。ここに、各種の教養団体(社会教育団体)のしつかりとした政治学習が要求されるだけ、他いろいろの団体に、このような教養活動が望まれる理由がある。ここで注意しなればならぬことは社会教育と宣伝や注入との区別であつて、社会教育にあつては、対象にならなければならない。良識を醸成する個々人にどこまでも自由な選取が許されるのでなければならぬ。

四、以上のことを実現するために、民主的な団体にふさわしいリーダーや職員養成がなされる必要がある。団体内部でも、行政一階あいのテキストにより、行一階あいのテキストにより、まじり関係行政当局も参加する。また、幹部でない幹部たらんとする人々の研修の機会が、できるだけ充実していかも不断に提供されるべきである。

以上のよう団体の主体的条件がどのようならば、その政治活動も、良識の醸成にかなつて、効果的に行なわれ得るであろう。このような条件が相対程度もそのような教養活動が望まれる理由がある。ここで注意しなればならぬことは社会教育と宣伝や注入との区別であつて、社会教育にあつては、対象にならなければならない。良識を醸成する個々人にどこまでも自由な選取が許されるのでなければならぬ。

出稼ぎの実態は、それぞれ地域で異なつてきます。伝統的な出稼ぎ地帯といわれる十日町市の周辺部も、その出稼ぎ人口、出稼ぎ期間、出稼ぎ職種、在村家族の冬季就業、冬季家族生活などは、時代の波に押されて大きく変わつてきています。

出稼ぎ農民とその家族

十日町市で社会調査

これらの実態を科学的に調査し、ハッキリしたデータの上に立つ社会教育を造っていかため、十日町市教委は積極的に調査活動をやってきました。

このたび、新潟大学社会教育研究所(玉井成光先生、原社会教育課の協力をえて、資料「出稼ぎ農民とその家族の生活」へき山田村の社会調査一が完成し、関係者を集めてその報告検討会が開かれました。調査は、出稼ぎ地域の社会と生活、冬季出稼ぎの実態、デバタ従事婦人の生活、婦人の学習、母子の生活などを、きわめていきいきと描き出し、問題の所在を明瞭にしてくれています。

中条病院の協力調査による、出稼ぎ人口、出稼ぎ期間、出稼ぎ職種、在村家族の冬季就業、冬季家族生活などは、時代の波に押されて大きく変わつてきています。

中条病院の協力調査による、出稼ぎ人口、出稼ぎ期間、出稼ぎ職種、在村家族の冬季就業、冬季家族生活などは、時代の波に押されて大きく変わつてきています。

中条病院の協力調査による、出稼ぎ人口、出稼ぎ期間、出稼ぎ職種、在村家族の冬季就業、冬季家族生活などは、時代の波に押されて大きく変わつてきています。

資料代、郵、二五〇円(送料別)

心に火をつける―足でかせげ

北原 克二

この近年農村に青年はいない。いことなる。そこへ出てきたのか、あるいは外部に向かわない。という考え方が一般に通用している。「青年不在論」のムードだ。とて内部でつぶさるか。青年教育はもする。青年教育の方は閉居してこの熱心に火をつけて正しい方向係りはほかの実績の上りや下りという事には向うといふことにもなる。青年のエネルギーの出発点は、公民館や市町村政委などで調査し、結果をきくと「思ったより多く青年のいることがわかった」といふ例が多い。ことは、若き農村に青年がいなくなれば、農村は近い将来みななほろびてしまうわけであるが、そうした話もきかない。青年はおることほある。しかしその生活は複雑になった。後継者型あり出稼型あり、サラリーマン型、二足のわらじ型等々多種多様だ。従ってこれらの青年をどう教育の場にのせるかは、非常にむずかしいことになる。そこへ出てきたのか、あるいは外部に向かわない。という考え方が一般に通用している。「青年不在論」のムードだ。とて内部でつぶさるか。青年教育はもする。青年教育の方は閉居してこの熱心に火をつけて正しい方向係りはほかの実績の上りや下りという事には向うといふことにもなる。青年のエネルギーの出発点は、公民館や市町村政委などで調査し、結果をきくと「思ったより多く青年のいることがわかった」といふ例が多い。ことは、若き農村に青年がいなくなれば、農村は近い将来みななほろびてしまうわけであるが、そうした話もきかない。青年はおることほある。しかしその生活は複雑になった。後継者型あり出稼型あり、サラリーマン型、二足のわらじ型等々多種多様だ。従ってこれらの青年をどう教育の場にのせるかは、非常にむずかしいことになる。

お茶ッポイ子

16. 比喩の誤認 ムツギ・カズ



「子属定」的な方向に行くことで心願して閉居又は休養にしてしまっ配になる。ともあれ、こうした自出かけていって、これは、思ふ青という考え方のものはまづしい年にかつて、いろいろ話してみるが、その裏にある不満と不安に気がすることはないだろうか。数少ないついで、それを掘り起さる。青年の心に火をつけてくることがではないか。眠っている欲求を醒めないでしようか。そしてその火が燃え上り次々と青年たちの心に燃えつつっていくことを考えてみた。一方青年をとりまくいものです。おとなの人たち、団体時にも青年教育の重要な火を燃え上らせた。別自新しい方法でもありません。一種のリーダー養成です。そのために必要なやにじもつて想をねるより、足でかせげです。近年県下で青年教育で実績を上げていくところは、みな関係職員が時間をかけて、足でかせいでいるところが多いのです。

文化財愛護運動シンボルマークの図案募集

実施主体
主催 文化財保護委員会
協賛 日本放送協会・日本民間放送連盟・日本新聞協会

主題
わが国の文化財に（1）応募者の資格には制限がないは、建造物・美術工芸品のほか、芸能・工芸技術等の無形文化財・民俗資料・史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等幅広い範囲のもののが保護の対象として含まれています。その「文化財」の意義と重要さをわかりやすく親しみやすいかたちで象徴的にあらわすことも、これを愛護する意欲をもつてあつたこと。

募集方法
（1）応募者の資格には制限がないこと。
（2）作品は白黒でかき、一枚に記載し、必ず住所・氏名・年令・職業を明記すること。
（3）必要に応じて作品に対する簡単な説明を加えてもよいこと。
（4）応募作品は五月十日（火）まで先

審査
文化財保護委員会（学識経験者による審査委員会を設けて審査します。）

採用品
（1）応募作品のうちから審査による力で選りしめて愛護しようという意欲をあらわすこと。意図を端的に表現したもの。
（2）明るく清潔で、二〜三の図案で、簡明率直に主題をあらわすもの。
（3）図案用いる色は三色以内とするもの。
（4）入選した図案の所有権は国に帰属します。

その他
（1）応募作品はいつさい返却しません。
（2）入選した図案の所有権は国に帰属します。

両親教育20年体制の推進

研究家庭教育学級に県費3万円



小柳 耕 司 (一水会会員)

県は昨年、ながいすかしく、学習内容の系統... 家庭教育研究...

角的に行なう予定であるので、あ... えて学級生の人数、学習時間、学...

か、継続的に10年間両親が家庭... 教育学習を行なう機会を提供す...

市町村が一体となつてこの推進を... はかるとなつております。

なほ、委託をうけた市町村教委... の担当者県両親教育20年体...

研究は、学級のねらい、学級生

加賀城の早春... 春の訪へは木草草千秋を語りさるる...

加賀城の早春... 春の訪へは木草草千秋を語りさるる...

三国の歴史―越後の表玄関― 桑原 孝 著 三条市 株式会社野島出版

家庭教育にアイデア 忙しい両親へハガキ通信 (村上)

加賀城の早春 庵原 健

実施にあつたのが公民館職員... 努力は大変なもので、三才児...

あとながき... また知事選挙をする事にな... ってしまう。家田知事...



あとながき

どうもありがとう 新生活通信(新生活運動協会の新刊)...

今日のところは、約二四〇名の三才児... 三才児の両親を対象に、ハガキ...